

戸山サンライズ

特 集

よりよい住まいを提供するために

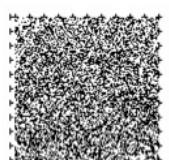
最新行政情報

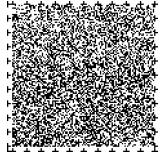
「チャレンジ雇用」の推進・拡大について

2007
8・9 月号



全国身体障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力
が可能です。

第21回障害者による写真全国コンテスト

銀賞「岩木山と大輪の花」(撮影地:青森県黒石市)
青森県 能登谷 忠義

花火の写真はいろいろありますが、愛する岩木山の大自然と花火の華麗さを程よい明るさの空に浮かびあがらせた手腕はみごとです。岩木山に対する貴方たちの愛情と畏敬の念から生まれ出されたものなのでしょう。

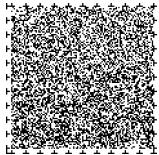


このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第21回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より256点にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

目 次

2007年8・9月号

■特集:よりよい住まいを提供するために	
・障害者の住まいをめぐる全体像	小澤 温 1
・よりよい住まいを提供するために	沼上 貴文 3
・地域生活への移行は住宅の確保が前提	山田 優 5
・よりよい住まいを提供するために	武田 牧子 7
・障害者の民間賃貸住宅への入居支援策について	古山周太郎 9
■スポーツ	
「健康格差とスポーツのある生活の支援」	藤田 紀昭 12
■ライフサポート	
「社会保険Q&A」	高橋 利夫 15
■ライフサポート	
「らくらく食生活サポートマニュアル」	政安 静子 16
■レクリエーション	
「ワークショップ 障がい者と共に創る文化活動 『音とふれあう・音でつながる~心と身体で味わい、表現する音楽活動~』」	東京都福祉レクリエーション・ネットワーク 19
■最新行政情報	
「『チャレンジ雇用』の推進・拡大について」	松森 靖 22



障害者の住まいをめぐる全体像

東洋大学教授
小澤 温

1. 障害者自立支援法の施行と住宅の確保の重要性

障害者福祉では、1981年の国際障害者年以降、ノーマライゼーションに基盤を置いた地域福祉施策の重視が主流になってきました。特に、2005年に成立し、2006年度から施行された障害者自立支援法は、入所施設を日中活動系のサービスと居住支援系のサービスに分け、このサービスの組み合わせを選択できるようにしました。さらに、ケアホーム、グループホームを個別給付、福祉ホームを地域生活支援事業として位置づけたことは、入所施設と地域における居住の場との区分を柔軟にした点で画期的な法ということができます。また、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」を地域生活支援事業として位置づけ、障害者福祉制度と居住支援を結びつけようとする試みも重要です。

このことに加えて、障害者自立支援法では、精神科病院の長期入院の解消・退院促進、障害者の入所施設からの地域移行促進、地域生活支援の拡充を大きな柱として位置づけました。そのためには、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなどの地域での居住資源の整備、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の充実が重要になります。今回の特集では、地域生活支援の大前提である地域での居住資源としての住まいの場をいかに確保して充実していくのかについて考えてみたいと思います。

2. これまでの障害福祉施策における住宅施策の歩み

障害者福祉施策における地域での居住支援施策の始まりは、1970年代に、東京、神奈川、滋賀などの自治体を中心に制度化が進んだケア付きの小規模住居があげられます。国の制度としては1989年の知的障害者へ

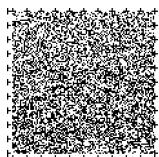
のグループホームの制度化が始まりであり、1992年には精神障害者へのグループホーム制度も始まりました。

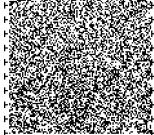
障害者に対する住宅施策の歩みでは、1971年に心身障害者世帯向けの公営住宅の建設と優先入居が始まると考えられます。1980年には公営住宅に身体障害者の単身入居が可能になりました。1996年には公営住宅を知的障害者、精神障害者のグループホームとして利用することが可能になりました。2006年には公営住宅に知的障害者および精神障害者の単身入居が可能になりました。この間ずっと公営住宅を中心とした施策でしたが、2006年には民間賃貸住宅の活用促進を目的とした「あんしん賃貸支援事業」が始まりました。この制度と「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」とを有機的に結びつけ、これまでの縦割り施策（福祉施策と住宅施策）の壁を越える試みとして、この2制度の連携が強調されています。（図）

3. 障害者自立支援法と住宅施策の展開

居住系サービスのほとんどは2006年10月より新サービス体系に移行しており、グループホームなどの地域生活基盤に関しては、グループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（障害程度区分2より重度の条件があります・共同生活介護）、福祉ホーム（市町村による独自利用基準・地域生活支援事業）の3種類が創設されました。

これらの新サービス体系では設立条件と人員配置条件が大幅に緩和され、柔軟な運営と人員配置も可能になりました。新たに創設されたケアホームに関しては、重度障害者の入所施設以外の生活の場として重要であり、今後、入所施設からの地域生活移行に伴って増加していく必要があります。





居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携

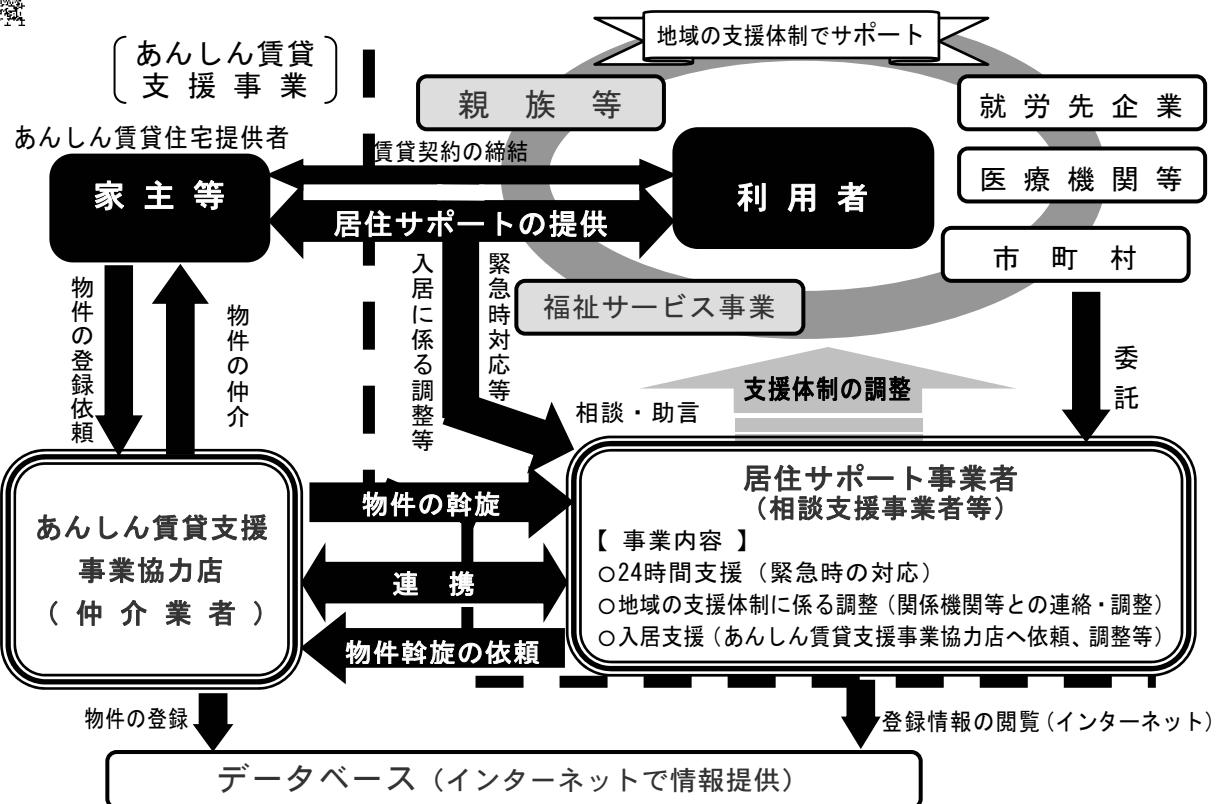


図:平成18年12月26日障害保健福祉関係主管課長会議資料「居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携」

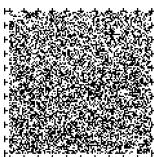
ただし、グループホームの実践的な課題としては、利用者の実質利用日数による日額収入算定方式による事業者の減収の問題、利用者負担の増加の可能性、人員配置の柔軟性と引き替えに手薄な人員でも可能になること、など、多くの課題がいわれています。障害者の住まいの問題は、入所施設および通所施設の再編問題にも大きな影響を与えるので、これらの諸問題を解決し、社会資源の基盤整備を充実させる必要があります。

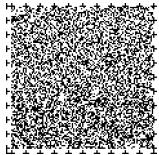
住宅施策の最近の動きとしては、2006年に「住生活基本法」の成立を大きなこととしてあげることができます。特に、この法で定められた「住生活基本計画」では、その理念に「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保」を掲げ、障害者の住宅確保に関するふれています。「住生活基本計画」を十分活用して、障害者団体などの当事者も地域全体の住宅計画づくりに参加していくことが今後重要です。

4. 障害者福祉施策と住宅施策との有機的な連携へ

福祉行政ではグループホーム制度はケアの付加された住宅と考えることが普通ですが、住宅行政では、グループホームは住宅よりも寄宿舎などのミニ施設という認識も根強いことがいわれています。この背景には住宅の定義に関して行政の考え方の違いがあります。寄宿舎あるいはミニ施設であれば、防火設備などの設備条件が必要となり整備にはそれなりの費用がかかります。このような行政における考え方のズレを克服し、福祉施策と住宅施策を一体的に考えることが必要です。

これまででは、借り手である入居者の保護を中心とした住宅政策で、貸し手を生み出すような政策は弱く、これでは障害者に対しての住宅の貸し手が現れないことの問題性がありました。これに関しては、既にふれた障害者自立支援法における「居住サポート事業」と「あんしん賃貸支援事業」の連携によって、賃貸人がより貸しやすくなる制度になることをもっと市民にPRしていく必要があります。





よりよい住まいを提供するために

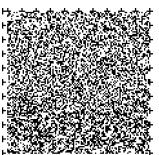
社会福祉法人光友会 グループホーム・ケアホーム

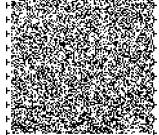
藤沢サンライズたかくら

管理者 沼上 貴文

社会福祉法人光友会が運営するグループホーム・ケアホーム「藤沢サンライズたかくら」は神奈川県藤沢市高倉の交通の便がよい住宅街に設置されている。「たかくら」の名の由来はその地名にもとづく。グループホーム・ケアホームが地域住民の一員としての役割が果たせるようにとの法人経営者の熱い思いが込められている。当ホームは土地建物を購入した後、さらに改修工事を経て平成18年10月1日に開設した。改修工事に当たって留意した点は①現在の耐震基準をクリアすること。②生活をする方々のプライバシーを守り個々の生活スタイルを維持するためには全室が個室であること。③更に入居者のプライバシーを保護する目的から日中の就労活動の時間帯あるいは外出時間帯には入居者自身が居室の内外を施錠できること。④緊急時の避難の際には安全確保のため直接各居室窓口から外に出られるよう1階部分のみを居住場所にすること。⑤身体障害を伴う方も入居されていることから風呂場や玄関先の要所要所に手すり等を設置すること。⑥玄関から道路までの段差をなくし出入りに支障がないようにすること。⑦床はすべりにくい材質にし転倒しにくいものを選ぶこと。⑧採光の良い居室にし通気性がよいこと。⑨テーブル等については角が丸いものを選定すること等々、多々危険性への回避を想定する中で施工された。現在は知的障害を伴う5名の方が個室で過ごされており、障害程度区分により「区分1」の方3名がグループホームの対象となり「区分3」の方2名がケアホーム位置づけとして1つの棟で共同生活を営んでいる。5名の内2名が一般企業に就労し、残る3名が当法人で就労継続支援を受けており、就労先の企業ならび施設と適時連携を図りながら、生活の場と就労の場双方で入居者が日々の就労活動に支障が生じないように支援を行っている。この様な支援は、同建

物の2階に住む世話を初めとするスタッフの他、当法人のケアセンター（デイサービス）の職員が担っている。ケアセンターはバックアップ施設として機能し、入居者が自分らしい生活を過ごせるよう日常的な生活相談をはじめ外出支援等々個別的に多様な支援を行っている。さらに当法人の運営するグループホーム・ケアホーム（以下ホームと略す）の特徴は、開所当初より入居者間のよりよい協力関係と相互扶助を築き上げるために、定期的に入居者間で協議の場を設けていることである。新たに浮上した問題や生活面での困りごと等々を、入居者全員で協議し相互に納得した上でさまざまな取り決め事を図っている。細かな点では入浴の順番や清掃の役割分担等である。生活の主体はあくまで入居者であり相互に生活をする中での細やかなルール作りも入居者にある。職員は問題解決の糸口を見いだせるようアドバイスを行うのみである。また個別的には小遣いの使い方や自身の将来に向けての貯蓄、外出の方法、休日の余暇の過ごし方等々、職員と共に考えられる方法をとってはいるが、ここでも最終決定権は入居者自身にある。こうした支援を図る中で、入居者の「自立心」の成長を願っている。「自立」とは当事者自らが考え選択し決定することに他ならないからである。障害者が地域の中で「自立」した生活を過ごすということは、こうした日々の生活の中で当事者自身の多様な選択権と決定権がいかに保障されているかが基点ではないかと考える。共同生活の「共同」とは共に同じ生活という意味ではない。それぞれがそれぞれの個別性や差異を認め合い相互に助け合いながら、かつ自分のライフスタイルを維持することであると考える。反面「自立」を保障するということは一部リスクを伴うという面も内在している。「自立」にはリスクがつきも



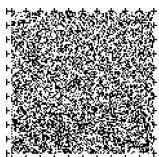


のである。要はいかにリスクを回避させながら本人の意欲を尊重し本人の行動や選択したものを支援していくかである。障害者が地域の中で自立した生活を送るために、このように居住環境だけでは担いきれない人的サービスが不可欠であり、バックアップする施設の支援や緊急時の対応が大きなウエイトを占めている。

障害をもたれた方や、その親が親亡き後の居住の場として、あるいは親から離れ自立した生活を求めるため、「大規模の入所施設」ではなくホームを一つの選択肢とされる背景には、地域で普通にあたりまえの生活を過ごしたいという思いがあるものと思われる。しかしながらそうしたニーズに対し、まだまだホームの数は充足されているとは言い難い。またホームに入居されても給付費の単価が低いことから、財政的に適切な人員を配置できず夜間の支援体制等をどう担っていくかが課題である。障害者自立支援法が障害者の地域移行を示しながらも、地方自治体の補助金がなければどのホームでも経営的に苦しいのが実情である。また注意すべき点として、法人がホームを運営する際、ややもすると管理体制や援助体制が、施設のシステムをそのまま移行しただけということになりかねない。ホームの特性や存在意義というものをしっかりと認識して運営を図らなくてはならない。

当法人のホームは、土地建物は法人が所有しており賃貸方式ではない。その為、他法人のように、障害者の生活の場を探し出す労苦はなかった。賃貸の場合、障害者が共同生活をするということだけで、建物所有者の理解を得られにくいという話を他法人から時として伺う。

次に住む場所を確保した後の課題がある。それは近隣の方々に対しホームへの理解をどのように求めていくかである。ホーム入居者が近隣住民の一員として認識してもらうことが要となる。当ホームでは地域の方々の理解を得るために町内の清掃活動や各種行事に積極的に参加している。障害者や障害者の住居への近隣住民の偏見を除去するためには、入居者の日々の行動が重要であり、当ホームでは基本的なことではあるが職員をはじめ、常日頃入居者には近隣の方と道でお会いしたら挨拶を交わすようにお願いしてある。そうした何気な



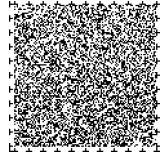
い日々の交流の積み重ねこそが大切であると感じる。またホーム開設前に行つたこととして、地元の自治会長宅にも伺いホームに関して丁寧に説明したことや内覧会を開催し地域の方々に来ていただいたことである。

この地域には、高齢者の小規模施設や当法人に通う障害者ケア付きアパートもあり、地域住民と地域に住む障害者のグループも存在する。障害者の住まいが地域に点在しているということは、障害者の自立はもとより、地域福祉の基盤拡大にとっても役立つものと考える。身体障害者の施設をはじめ入所施設の中には地域住民との関係性もよく、上手く交流を図っている施設もあるが、一般的に大きな施設はなかなか地域住民との接点が見いだしづらいのも現状である。施設は多々方策を講ずる中で、地域福祉の核機能としての役割を今後も担って行かなくてはならないが、その点グループホームはまさしく、普通の家屋として地域の中に点在しており、物理的にも近隣住民との距離が近くコミュニケーションが図りやすい、町内会を通じて町内の方々との接触を図りながら地域福祉への理解を求めることが出来る。グループホームが地域にあることは、まさしく福祉が地域に入っていく唯一の機会と捉えるべきであろう。

長期的に想定するとホームによっては、入居者の高齢化に伴い、入居者の身体状況に合わせた住宅改修が必要となる場合もある。そのような際賃貸の場合では、大幅な住宅改修が難しい場合が予想される。ホームは終の棲家ではないが、入居者が住みやすい環境作りの中で可能な限りホームで生活をしたいという入居者の思いは尊重すべきであろう。

障害者の地域移行には制度の充足、活用を含め社会資源の充実が不可欠である。社会資源の拡充に関しては、官民一体となって作り上げていかなければならぬ課題である。特に地域住民は人的資源である。当事者自身が真に地域で普通の生活を送るためにも、居住の場での適切な支援と近隣住民との融和策が大切であると実感している。

そして今後、当法人においても出来るだけ各地域で当事者のニーズに応える中で、グループホームの事業展開を行っていく方針である。



地域生活への移行は住宅の確保が前提

長野県西駒郷地域生活支援センター
所長 山田 優

ノーマライゼーションの橋頭堡（足掛けかり）を実感するようになったのは、一部の都道府県補助で細々と実践されていた知的障害者の地域生活支援施策（生活寮・生活ホーム等）が、平成元年に精神薄弱者地域生活援助事業（当時。グループホーム＝以後GH）制度として施行されてからだろうか。

それまで24時間の生活を支援する機能は入所施設がほぼ独占しており、通勤寮が地域生活支援の機能の一部を担っていた。

GHは地域の中にある一般的な住宅を借用もしくは新築して、普通の暮らしとなる環境を整える事を条件として始まった。以来、措置制度から支援費制度、自立支援法へと変遷をたどっても一貫としてGHの設置の姿勢は保持してきた。自立支援法では新たに介護を必要とする利用者のためのケアホーム（＝以後CH）が加わり、約6,500箇所、3万人へと広がって、いまや地域生活支援の重要な柱であり、質の良い住宅確保が必須となっている。

ケアマネジメント思想（サービスは本人のニーズ主体）の浸透は、支援費制度では利用契約の主体は本人であり自己決定・自己選択がなされるよう明記し、その姿勢は自立支援法の骨格理念へと引き継がれた。具体的には、入所者の10%以上（約1.2万人）を地域生活へ移行させ平成23年度末には入所定員を7%削減すること・退院可能な精神障害者を平成23年度末まで約7万人解消（退院促進）することとして掲げ、その目標数値は市町村障害福祉計画を積み上げた都道府県障害者計画を策定し、これらサービス見込み量を想定した社会資源の整備を求めている。

地域での住宅確保では、地域生活支援事業の相談支援事業に住宅入居等支援事業（居住サポート事業）が加わり、一般の住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）の入居を希望する障害者に対する入居調整支援が行われることとなった。

また、公営住宅法施行令の一部を改正する政令案に

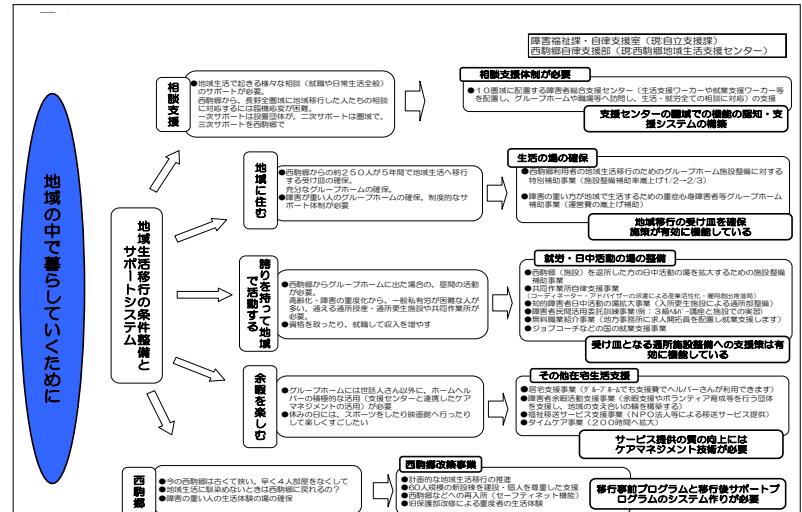


図1 西駒郷の西駒郷利用者の地域生活移行に必要な施策と実践

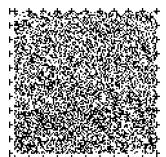
よって、公営住宅にも精神障害者、知的障害者及びDV被害者の単身入居を認める（H18.2.1施行。国土交通省）こととなった。

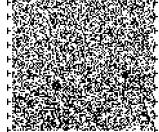
平成16年度の調査（H16設置予定を含む）では、都道府県の公営住宅を活用した知的障害者GHでは140ヶ所/4,388ヶ所（約3%）、精神障害者GHにいたっては13ヶ所/1272ヶ所（約1%）でしかない。積極的な活用のための事業・制度を設けていたのは、長野県・大阪府・京都市・北九州市のわずか4自治体でしかない。

公営住宅の所轄である建築課・住宅課等と障害福祉課等との連携、地方事務所での活用に係る連携がなされないと意味がない。今回の公営住宅法改正によって積極的な公営住宅の活用へ広がることを期待したい。

こうした一連の住宅確保の施策が、障害のある人たちが願う地域の中での普通の暮らしを支えていく役割に加わり選択肢が増えることを歓迎しても、なお数万人の人たちの住宅確保としての社会資源は、GH・CHの整備が積極的に図られなければ実現しない。

現在国が示しているGH・CHの整備に係る支援施策は、平成18年度末に示された障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別支援対策では、CHのバリアフリー化・GH





等の住居借り上げの初度経費助成が見られる程度で、住居確保のための施策は都道府県を含む地方自治体に頼っている状況である。

長野県では、県立西駒郷（定員500名）の地域生活への移行を進めるため、西駒郷基本構想（平成15年から5年間の推進期間）をまとめ、相談支援体制・住居の確保・誇りが持てる日中活動支援・余暇活動支援施策を張り巡らせた。（図1）

様々な新規業はどれ一つ欠かしても地域生活への移行は出来ない。全てが関連する一括事業として施策予算が確実に確保されることにより、その施策効果は西駒郷にとどまらず、民間入所施設からの地域生活移行へと波及していった。（図2）

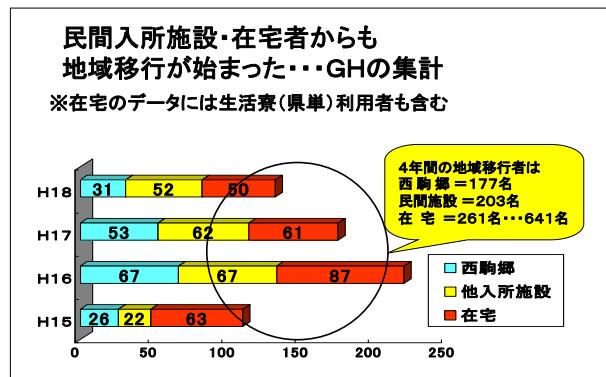


図2 西駒郷の地域生活への移行効果

とりわけ、地域生活の住まいであるGH等の確保のための施策（図3）は、地域生活移行を進めるためにも欠かせない。ちなみに平成18年度のGH等整備費の状況（図4）を見れば、新築・改修を含め確実に設置の促進効果が見られる。

長野県の財務状況は豊かどころか火の車である。前田知事時代、県債残高をピーク時約1兆6千4百億円（H12）から約1兆5千4百億円（H17）へと必死の努力で削減していた最中に、毎年GH整備費補助を約1～2億円投入して約50ヶ所（H14）のGH数を約230ヶ所へと社会資源を増やしてきた。財政状況が豊かだから出来る、出来ないと言い訳する以前に、ノーマライゼーションへの姿勢を示すか否かではないか。

こうした住宅確保に最もバリヤーとなるのが、受け皿となる地域社会であり、最も地域生活支援として期待するのも地域住民である。GH等の設置が6,500箇所を超える、その周辺地域住民との交流が徐々に広がり、地域住民の一人としての暮らしの報告が度々聞かれるようになってきた。障害のある人が地域の中で暮らすこと

で、障害そのものに対する理解も広がっている。学ぶことも大切であるが触れ合い付き合うことによる理解は最も効果がある。未経験が無理解を呼び根強い差別意識をはびこらせる。元々地域社会には、様々な人たちが助け合って暮らしてきた。弱い、支援を必要とする人たちが暮らしにくい地域社会は、いつの間にか誰をも排除する地域となっていく。なぜなら、だれもが弱くなり支援が必要となるからだ。

自立支援法では、GH等地域生活支援全般に渡り低い報酬単価が示され、自立支援法で明言した地域生活移行に期待を寄せていた本人・家族・事業者等を失望させた。入所施設に係る一人当たりの運営費を超えない限り、安心できる持続可能な地域生活には届かない。それでもGH等の設置ニーズは増大し続けている。もう抑えることは出来ないのだ。

国はより一層のGH等の設置へのインセンティブを示し、地方自治体は積極的な住宅確保に向けた施策を提示しなければならない。障害福祉計画の目標数値の動機付けが国主導であったとしても、入所施設・入院病院を出て地域の中で暮らしたいとする、利用者さんの切実な願いに応えてこなかったことは事実ではないか。

今度こそ、その牽引力を発揮して欲しいと切に願う。

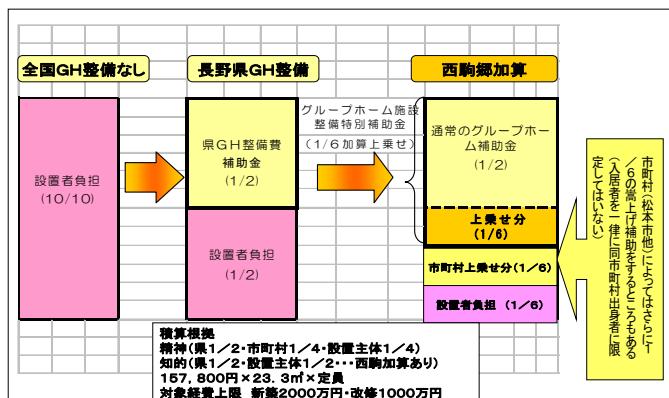


図3 長野県のグループホーム等整備事業

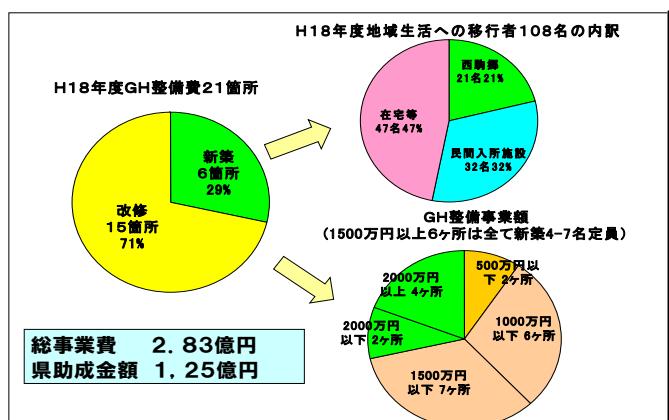
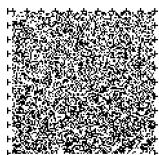
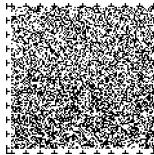


図4 投資効果により、質の良いGH・CHの確保…例) H18





よりよい住まいを提供するために

住宅確保の担い手

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域移行支援専門官 武田 牧子

○はじめに

住宅確保への支援策の無い時代は、福祉事業者や家族が必要に迫られて、多くの労を費やして住宅確保に取り組むか、社会復帰に熱心な精神科病院が自前の共同住宅等を確保して来た。

筆者が勤務していた法人の障害者に対する住まいの支援は、平成17年8月号の特集で「障害者の生活を支えるグループホーム Ⅲ 精神障害者関係グループホームの実践紹介」で紹介している。最近は、当時と比べさらに不動産業者の協力が得られやすくなり、住居を探すあるいは新築するのに困ることは無くなった。最初の1軒目は、地域の理解を得ながら進めたいと、かなり慎重に取り組み、近隣の主婦の方を食事作りに巻き込んだ。その活動により、地域住民の方が精神障害者の暮らしを知るようになり、知らないが故の不安は軽減され、地域住民の協力は年を経る毎に広がっていった。

○精神障害者の退院促進支援事業の推進により見えてきた住宅確保の問題

「精神保健福祉施策の改革ビジョン（平成16年）」では、条件が整えば退院可能な約7万人の精神障害者を10年間で退院・社会復帰を目指すこととされ、精神障害者の住宅確保と地域生活支援は重要な施策となっている。

大阪で始まった退院促進事業は、平成15年度から国のモデル事業となり、障害者自立支援法では、都道府県の地域生活支援事業に位置づけられた。それを後押しするために、特別対策事業で専門家養成研修事業、退院支援に関する理解促進のための基礎研修事業（精神障害者退院促進強化事業）が盛り込まれ、退院促進支援事業に取り組む都道府県が増え始めた。

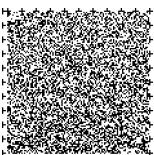
退院促進支援事業を進めていく中で、先ず必要となるのが、精神障害者の住宅をどのように確保するか、退院促進事業を進める要素の一つに住宅の確保がある。更に、地域で安心して住み続けることをどのように保障するかという課題があった。また住宅を確保した後の、地域生活支援・相談支援及び日中活動支援による生活基盤の支援を、どのように提供していくかという課題が見えてきた。

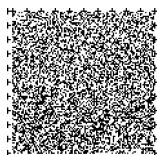
○障害者自立支援法成立後の住宅確保支援策

住宅確保への諸制度は10年前と比べて隔世の感がある。最近は入院経験の無い方たちが、家族からの巣立ち（自立）を目指して支援を必要とする方の支援も目立って増えてきた。障害者自立支援法の地域生活支援事業に、居住サポート事業が盛り込まれ、国土交通省所管のあんしん賃貸支援事業と連携した取り組みも動き始めた。

障害者自立支援法への移行等のための緊急的経過措置による特別対策事業では、住まいの場の確保として障害者自立支援基盤整備事業（ケアホーム等のバリアフリー化などの改修工事）や、グループホーム・ケアホーム整備推進事業（アパート等を借り上げて実施する場合の敷金礼金の助成）が盛り込まれた。また、最近は都道府県単独事業で住宅改修費用や新築費用を補助金で出すところが増えている。平成18年度では約半数の都道府県が単独の制度を持ち、平成19年度は7割近くの都道府県が単独事業で住まいの確保支援策を打ち出していると聞いている。

十分とは言い難いにしても、制度は整い始めてきた。後は制度を活用しながら、利用者が住みたい街で暮らすこ





とを応援するために、支援者は利用者の希望に添った支援すなわち「どこに住みたいか、誰と暮らしたいか、どのような住まいを希望するのか、どのような生活を送りたいか」を実現する方策を共に考え支援計画を立て、実行に移すことである。

○住宅確保の担い手は誰か

前述したように障害者自立支援法下で制度が整い始め、担い手を地域に求めることが可能となってきた。

居住サポート事業を地域の実情に合った方法で活用すれば、いろいろな方法が考えられる。不動産業者や家主を味方に付け、住宅確保の担い手になってもらうには、信頼関係と良き利害関係が要素となる。板橋や三鷹など都市部だけでなく、島根などの地方でも不動産業者が物件の斡旋を買って出ている。福祉サービス提供事業者のサポートがあれば、不動産業者は空室解消策として、アパートやグループホームを使って欲しいと依頼が来るようになる。

地域住民との関係性では、初めから公表し協力関係を築く方法と、アパートに地域住民として住み暮らす中で、顔の見える関係性が出来てからグループホームや共同住居として自然に伝える地域もある。同僚住民として良い関係性が築けるサポートがあれば、その地域の状況によって方法を使い分ければ良いと思う。

インフォーマルな住宅の担い手として、馴染みの関係があれば、高齢世帯あるいは独居老人宅の空室を利用し、下宿のような住まいの提供者になれる。一緒に暮らすことで、お互いが助け合う関係性になれるし、高齢世帯には家主として収入が入る。場合によってはバリアフリー改修だって出来るし、家主である高齢者も助かる。これはご近所づきあいの残っている下町や田舎で実現可能ではないだろうか。4名以上、トイレや浴室、団らんできる共有スペースなどの要件を満たせばグループホームの制度も活用できる。1軒で不安なら近隣の2軒を一つの事業所としてサポートすれば運用可能だ。

また、当事者本人の自宅をグループホーム実施事業者との契約により、改修してグループホームとして確保することも考えられる。この場合の留意点として、本人の障害の程度によっては権利擁護支援も必要となることがある。

さらに、行政と地域生活支援事業者と不動産業者が連携して、ネット上に空室検索できるような仕組みを作れば、皆が情報を共有できる。この場合のコーディネーターは、地域生活支援事業者が効果的である。情報更新作業を地域の就労支援事業所等に発注できれば、利用者が地域生活の先輩として社会貢献や仕事として参画できる。

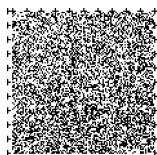
住宅確保の担い手は地域の中にある。福祉事業者はこれまで孤軍奮闘してきたが、これからは地域住民の力を借りながら、利用者と一緒に地域経済に参画し、街作りを住民と共に担う存在である。

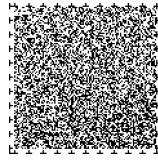
○課題と展望

精神障害者が地域で暮らすとき、偏見の問題がクローズアップされる。どう地域住民の理解を得るかが大きな課題となっている。その解決方法は、経験から言えば福祉事業者が自ら地域住民となり、日頃のつきあいを大切にする日々の積み重ねが遠回りのようだが近道である。多くの地域住民は、障害者がどういった人たち知らない。知らないことは不安を伴い、間違った情報が増幅される。落下傘ではなかなか信頼関係は築けない。日頃の近隣とのお付き合いや、街の中で働いたり、食事したりすることが、ご近所の力を借りる早道となる。同僚住民に安心をお届けし力を借りるには、24時間サポートや、緊急時の連絡体制作りなど、福祉サービス事業者の専門性をそこに生かし、住宅確保は不動産業者等の専門家に任せる仕組みを地域で作り上げる草の根的な街作り手法がネットワークを作り、有効となる。「偏見をなくそう」と声高に叫んでも、見えない偏見はそう簡単には無くならない。顔の見える関係性は、こころのバリアーを一番低くしてくれる。

住宅確保とサポートの制度も更に充実していく必要があるだろう。

しかし、確実に精神障害者のグループホームも一般住宅も増え始めている。成功している地域の先達から学びながら、社会的入院を余儀なくされている精神障害者が、退院促進支援事業を活用しながら、本人のペースに沿った地域移行を進めたい。7万2,000人の方すべての地域移行が終わるまで。





障害者の民間賃貸住宅への入居支援策について

～「物件探し」のシステムにみる不動産店との連携の課題～

日本学術振興会 特別研究員
古山周太郎

1. はじめに

現在、遅まきながら障害者の住居政策について様々な事業が試みられています。2006年から国土交通省主体の「あんしん賃貸支援事業」が開始され、障害者自立支援法第77条の相談支援事業の一つに「居住サポート事業」も設けられました。これらの事業によって、今後、障害者が民間賃貸住宅を利用して、地域で生活するケースが増えると思われます。

これまで地域移行というのは、主に生活訓練施設やグループホームなどを経て、地域での一人暮らし、または家族のもとへ帰ることが一つのゴールのように考えられてきました。そこでは、それぞれの障害者が、どのような居住の仕方を望んでいるかが問われることは少なかったように感じます。しかし、障害者も、他の住民と同じように、可能な限り自分にふさわしい生活スタイルを実現したいと思うことは、当たり前のことです。家族がいても一人暮らしをしたい人もいるでしょうし、遠くの家族の元よりも、住み慣れた場所に住み続けたい人もいるでしょう。民間賃貸住宅を利用した地域生活は、生活スタイルの幅を広げ、障害者の自己実現につながる1つの重要な選択肢だと考えられます。

2. 公共財源の縮小という時代的背景

民間賃貸住宅を利用した地域生活は、選択の幅が広がるという点からは評価できますが、実は公共財源の縮小と民間事業者の活用という時代の要請とみることもできます。1980年代以降の脱施設化の下、グループホームが整備され、ホームヘルプサービスも制度化されるなど、障害者が地域で生活可能なシステムづくりが進んでいきました。しかし、90年代後半から公共財

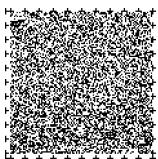
源が悪化し、福祉分野においても補助金支出が控えられた結果、グループホーム等の整備は進まなくなっているのが現状です。同時に、住宅政策も転換期を迎え、低所得者層への住宅供給が一つの役割であった公営住宅も縮小されてきてています。このように、全体的な公共財源の削減によって、障害者は民間賃貸住宅を利用せざるを得ない状況になったともいえるのです。

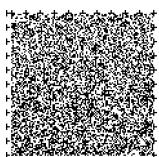
3. 民間賃貸住宅利用のための3つのハードル

障害者の民間賃貸住宅利用のためには越えなければならない3つのハードルがあります。第一は、物件探しのハードル、次に家賃や家賃保証のハードル、最後に居住継続に関するハードルです。これら3つのハードルをクリアして、はじめて自分にあった民間賃貸住宅を見つけて、そこに住み続けることが可能となります。

従来、一人暮らしをしたい、もしくはしなければならない障害者は、各支援団体の献身的な支援や、団体活動を通じてできた地域の知り合いなどを頼りながら、民間賃貸住宅へ入居してきたのが実状であります。しかしながら、政策的に施設入所者の1割、精神病院の長期入院者7万2千人の退院が目指されており、これまでのやり方ではとても需要を満たせないことを踏まえるなら、行政が率先してこれらのハードルの除去に努める責務があるといえます。

今回は1番目のハードルである、物件探しに焦点をあてて地方自治体の取り組みを紹介しながら、どのようにすれば円滑に希望する物件に入居できるシステムの構築ができるかについて考えてみたいと思います。





4. 「物件探し」を支援する4つのシステム

障害者が民間賃貸住宅を実際に探す際には、各々の障害の種別や状態によって求める物件も異なるし、経済的な制約も考えて物件を選ばなければなりません。様々な条件にあった物件を探すためには、地域の不動産店との交渉が不可欠です。親身になって相談に乗ってくれる不動産店だとスムーズに交渉が進みますが、なかなかそのような不動産店を探すのは難しいのが現状です。また良い物件があっても、家主がいろいろと理由をつけて断るケースもあります。このような状況を回避するために、地方自治体が様々な支援策を講じています。

民間賃貸住宅の物件探しには、地域の不動産店の関わりが不可欠ですので、支援システムにも色々な方法で関与します。物件探しを支援する地方自治体のシステムは、以下のように大きく分けて4種類あります。

①協力店リスト型

自治体が協力的な不動産店を募り、協力店リストを作成。利用者はそのリストをもとに、直接に不動産店を訪問して交渉する（東京都世田谷区、渋谷区、神奈川県川崎市など）。

②物件情報ストック型

障害者を敬遠しない物件を不動産店から集めて自治体がストック。利用者はストックされた物件から希望物件を探す（東京都文京区など）。

③自治体窓口型

利用者は自治体に希望する条件を伝える。自治体は協力不動産店にその条件を伝えて物件を探す（東京都目黒区、板橋区、千葉県野田市など）。

④相談会型

自治体が機会を提供し、不動産店が相談会を開催。そこで利用者の個別な相談に乗る（東京都文京区など）。

ここでは利用者の側からみた各支援システムの長所と短所をまとめます。

まず“①協力店リスト型”は、利用者が探したい地域で物件を探すことができ、かつ不動産店との交渉のなかで条件の変更や相談など柔軟な対応を望むことができます。

しかしながら、希望する物件のない場合は何件も不動産店をまわらなければなりませんし、リストにのっている不動産店が必ずしも協力的だとは限りません。

“②物件情報ストック型”は、利用者が自治体の窓口で物件情報を閲覧できるので、複数の不動産店をまわる必要はありませんが、物件情報の数は限られてしまい、希望に適した物件があったとしても契約済みの場合もあります。

“③自治体窓口型”は、自治体の担当者が利用者の代わりに物件を探す仕組みで、利用者にとっては便利な反面、条件を変更する度に協力不動産店に情報を流すなど、時間がかかるといった問題があります。

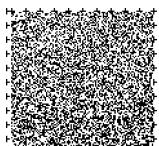
“④相談会型”は、利用者が直接に不動産店と交渉することができ、様々な相談が可能です。ただ、相談会の開催頻度は多くはありません。

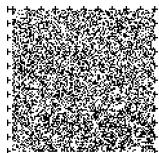
このように、それぞれの支援システムには長所と短所がありますが、いくつかの地方自治体は複数のシステムを組み合わせて運用することで、利用者の条件にあった物件探しをサポートしています。

5. 不動産店との連携における諸課題

物件探しのシステムには、地域の不動産店との連携は欠かせませんが、実際には地域の不動産店がなかなか協力してくれないことが問題となっています。多くの自治体では、宅建協会などを通して制度への協力を呼びかけていますが、制度に賛同して協力してくれる不動産店は多くはありません。（例えば東京都世田谷区では区内宅建協会会員の12%程度しか協力店として登録されていません）不動産店は営利目的なので、賃料の低い物件を扱うのは抵抗があるだろうし、また物件探しに時間と手間がかかる点や、場合によっては家主に改築の依頼が必要となる点など、コストの面からも敬遠してしまいがちです。行政側はなんとか協力を仰ぐため、金銭的なインセンティブやステッカーの配布などの策を講じていますが、その効果は少ないようです。

さらに、協力不動産店と謳っていても、実際には障害者との契約交渉を避けるケースや、物件情報の提供には消極的な店もあるとのことです。物件探しには、地域の不動産店の協力が決定的に重要であることを踏ま





えるなら、実効的に協力を促す方法と、不動産店のモラルハザードをいかに防ぐかが今後の課題となってくるでしょう。

6. 課題を克服する地道な試み

障害者の物件探しには、支援団体と付き合いのある不動産店に物件を探してもらうことが多く、物件探しの経験のある障害者から、不動産店の情報を入手することもあります。こうした経験に基づいた、協力的な不動産店の情報を共有することが一つの方策だと考えられます。協力不動産店の形骸化を防ぐためにも、仲間同士や支援団体内に限られていた情報を、行政が先導して共有化に努めることが必要です。現に、ある自治体の担当者は、現場での口コミや訪問を重ねることで協力不動産店を募っています。

さらに、制度に賛同する不動産店をいかに増やすかも重要な課題です。協力不動産店を増やすためには、まず不動産店側の障害者への理解を深めなければなりません。各支援制度を活用することで、ある程度の不安を回避できることが解れば、障害者の物件探しを手伝ってくれる可能性も高まります。そのためには、行政と不動産店と障害者団体とが協働して勉強会やシンポジウムを開催することが近道ではないでしょうか。シンポジウムでは、当事者の物件探しの苦労、障害者を扱った実績のある不動産店の経験、生活をささえる支援制度の説明を行うのです。宅建協会の協力のもと、上記のような取り組みをはじめる自治体もあります。単に、制度をつくるだけではなく、その実効性を高めるための地道な取り組みを続ける必要があるでしょう。

7. 障害者差別禁止条例のもつ意味

我が国では、残念ながら国レベルで障害差別を具体的に禁止する法律は存在しませんが、2007年の7月から千葉県で障害者の差別禁止に関する条例（正式名称：障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例）が施行され、「第二条 差別の定義」のなかに、以下の項目が該当することが明記されました。

第二条の7項

「不動産の取引を行う場合において、障害のある人

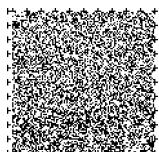
又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。」

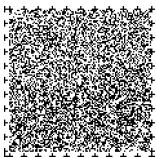
条文では、合理的な理由なしに、障害者民間賃貸住宅の入居を拒否することは差別にあたることを明記しており、画期的な条文であるといえます。さらに、本条例の解釈指針には合理的な配慮に基づく措置の例示として、“「火の始末ができないかもしれない」、「障害のある人の安全を保証できない」という漠然とした理由で賃貸を拒否することは、障害を理由とした不利益扱いと解する”としています。不動産屋や家主が今までのように、なんとなく面倒が起りそだだからという理由だけで、障害者へ部屋を貸すことを拒否できなくなつたわけです。

この条例は差別事案が起った場合、第三者が間に入り、話し合いを通じて問題解決を目指すとともに、“構造的に繰り返される差別を、障害者、事業者、県などで構成する「推進会議」を設置して、積極的に差別をなくすために取り組むべきである”と定めています（同条例：第三章）。事業者を含んだ関連主体が、推進会議の場で現在の状況の確認を行うと共に、行政の支援はなにが必要なのか、事業者の果たす役割はどのようなものかを議論することで、実効的なシステムづくりへの取り組みが可能となります。現在、千葉県内では、民間賃貸住宅への入居支援に関する施策は一部の地方自治体を除いて積極的に展開してはいませんが、今後は地域の実情に応じた事業への取り組みが期待できると思われます。

8. まとめ

障害者の民間賃貸住宅の利用には、多くの乗り越えるべき社会的障壁があります。地域に根ざした地道な取り組みを続けるとともに、社会全体としてこの問題解決に真剣に取り組むことによって、障害者が、可能な限り自分にふさわしい生活スタイルを実現できる社会が創られるのではないうえどうか。





健康格差とスポーツのある生活の支援



日本福祉大学

藤田 紀昭

1 はじめに

新自由主義の台頭により、経済の効率化は着実に進み、小さな政府が少しづつ現実化しつつあります。その大きなうねりの中、聖域なき構造改革が叫ばれ、これまで経済効率とは縁の薄いと思われていた教育や福祉といった分野にまでその波が押し寄せてきています。競争原理による研究費の配分や指定管理者制度はまさにその表れといえるでしょう。市場原理や競争原理の強化は今やどの領域にも浸透し、その結果として勝ち組と負け組みが峻別され経済格差が広がりつつあります。

こうした状況は単に経済格差を生み出すことによどまらず、人々の健康にも影響を及ぼしているという指摘があります²⁾。そこで、本稿ではまず、近藤らの知見^{2) 3)}に基づき、広がりつつある健康格差について触れます。その後に障害のある人の生活の現状とスポーツ実施の実態についてふれます。そして最後に、こうした状況を少しでも改善していくための手がかりについて言及したいと思います。

2 広がる健康格差社会

先にも述べましたが、競争原理によってできるだけ無駄を省こうとするという形での、経済の効率化が強力に推進されています。無駄をなくすこと自体悪い事ではありません。しかし、そのためには常に競争を強いられ、ストレスを受けています。競争は必然的に勝ち組と負け組みとを生み出し、所得格差となって現れます。その結果今では、貯金のほとんどない世帯や、生活保護受給世帯はかつてないほど多くなっています。たとえ

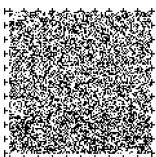
今勝ち組にいても、人々は、結果次第ではいつ自分も負け組みになってもおかしくないという状況にさらに

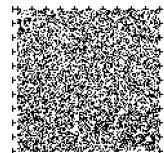
ストレスを感じ、心身ともに疲弊してしまうのです。所得格差は教育格差を生み、そのことが次世代の所得格差を拡大するなど、経済格差は世代を超えて広がる可能性もあります。

こうした経済格差が健康格差を生起させていることを近藤は指摘しています。氏らの研究グループが15自治体3万2千人あまりの高齢者を対象として行なった調査結果では最低所得層と最高所得層に見られる、抑うつ群の割合は男性で13.6%と3.7%、女性では11.9%と4.0%と、最低所得層には最高所得層の数倍の割合で存在していることが明らかになりました。また、要介護高齢者率も同様に低所得層で高く、高所得層で低くなっています。イギリスの調査では社会階層の低い層の死亡率の低下（1930年代から1990年代）が高い層の低下に比べて鈍いことも報告されています。所得格差の大きい州ほど死亡率が高い、株価が一定程度以上上がっても社会的健康指標はそれに比例して伸びていないというアメリカの報告などをあわせ考えると、経済的豊かさはある水準に達するまでは人々の健康水準に好影響をもたらしますが、それを超え、経済格差が顕著になると、社会階層によって健康格差が生じ社会全体の健康水準には悪影響を及ぼすことが示唆されています。

経済格差の拡大がそこに住む人たちの社会的・心理的ストレスを高め、それが原因となり内分泌・神経・疫学的な反応を起こし、不健康や場合によっては死を招くのではないかと考えられます。

『社会経済的格差による「痛み」に耐えてこそ経済的な豊かさが得られ、それが国民に幸福をもたらすという前提そのものに、疑問の余地がある』²⁾ のではないでしょうか。





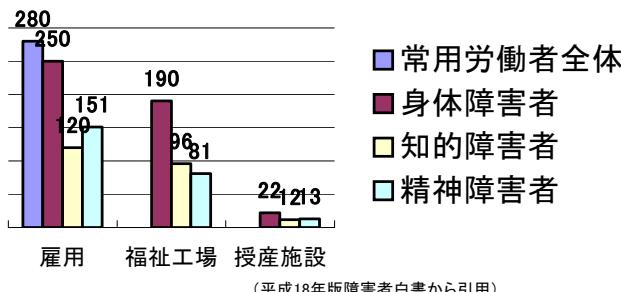
3 障害者の生活およびスポーツ実践の実態

わが国の障害児・者数は身体障害、知的障害、精神障害を合わせて、約656万人です。国民の約5%が何らかの障害を持っていることになります³⁾。このうち、18歳以上の身体障害者が、過去1年間にスポーツ教室やスポーツ大会に参加した割合は8%⁶⁾。一方、笹川スポーツ財団の調査によると成人の年1回以上の運動スポーツ実施率は73.4%となっています⁴⁾。スポーツ実施の内容や年齢条件に差があるため、単純な比較はできませんが、身体障害者のスポーツ参加率が極めて低いことがわかります。

また、障害の重さ別では当然ながら障害の重い人ほど参加率は低く、最も障害の重い障害等級1級の人の参加率は6.6%でした。身体の状態やスポーツ施設やスポーツの指導者といったスポーツ参加のための条件の悪さがスポーツ参加の阻害要因となっているであろうことは容易に推察できます。しかし、このスポーツ参加率をさらに低下させるような状況が現在生じています。

先述したように経済格差が拡大し、健康格差が広まりつつある今、障害者の生活実態はどうなっているのでしょうか。障害者白書によれば身体障害者の場合、常用雇用が41.2%、自営業24.0%、会社等役員が10.5%、臨時雇い等9.2%、授産施設・作業所等が5.0%となっています。知的障害者の場合は授産施設・作業所等53.8%、常用雇用は23.8%、アルバイト等9.2%、自営業やその手伝い3.8%となっています。賃金や工費の平均月額は図に示すとおりです。これに障害年金や諸手当が加算されたとしても、人によってはかろうじて生活していくける金額といつても過言ではないでしょう。

賃金・工賃の平均月額(単位千円)



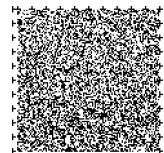
さらに、2006年にスタートした障害者自立支援法が障害者の生活や自立に必ずしも有効に働いて

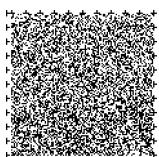
いない場合があります。特に応益負担の原則が導入されたため、サービス利用の必要性が高い障害者（一般的には障害の重い人）ほど利用負担が増えることになりました。そのため、余暇などに使うお金を切り詰め、必要なサービスすら受けないよう自己規制が働いてしまうことが多いようです。また、この法律によって提供される訓練等給付の日中活動は就労継続支援を除き、標準利用期間が定められ、期間内に効果をあげることが求められます。

訓練期間に効果があげられる人はいいでしょう。そうでない人は就労に向けての訓練も受けられず、社会参加のチャンスがなくなり地域で孤立してしまうことが心配されます。障害の程度その他、様々な条件から就労できる人とできない人の格差が広がることが推察されます⁵⁾。

また、支援を提供する側の障害者関連諸施設では報酬単価の引き下げと、施設利用者の支払い方式が月払い方式から日払い方式になったことで、事業収入が大幅に減少しています。その結果、専任職員を減らしパート職員を増やしたり、賃金下げたりするなどして対応せざるを得なくなっています。これまで自身の余暇を使って利用者のスポーツや運動に時間を割いていた人もそうしたことがほとんどできなくなっています。

こうした状況を考え合わせるとともと収入がそれほど多いとはいえない障害のある人たちは支払い分が増えることで収入が減少したのと同じ状況にあること。こうした中で運動やスポーツ・レクリエーションといった余暇にお金をかけることは非常に厳しい状況になっていることがわかります。事実、障害者スポーツの練習に参加したり、試合に出場したりすることをあきらめざるを得なくなった人が私の周りにもたくさんいます。そして、障害者自立支援法施行以降は就労の可能性のある人とそうでない人のサービス享受に格差が生まれつつあります。障害のある人たちは相対的に階層低下が見られると同時にその内部で格差が生まれつつあるのです。短絡的に考えることはできませんが、健康格差も同様に生じていると思われます。競争原理と市場原理の導入は障害のある人の生活やスポーツ実践にも間違ひなく影響を与えて





いるのです。

4 障害者に対するスポーツ支援のあり方

障害のある人のスポーツ実践や普及には必ずしもいい状況とはいえない中で障害のある人のスポーツ実践をどう支援していけばいいのかは、障害のある人の健康や生きがいという視点から重要な課題です。地域支援ネットワークと障害のある人の生活環境にあったスポーツプログラムの開発という点から述べます。

地域における障害者スポーツ実施のための支援ネットワークの形成は地域での障害者のスポーツの継続的実践と健康格差縮小のための鍵となります。そのために、まず、障害者スポーツセンターや身体障害者福祉センターが地域への出前型のスポーツ教室や健康教室を積極的に開催することがあげられます。障害者が経済的理由や障害の状況などから遠くへ出向くことができない状況に対応するための一つの有効な手段です。

しかし、センター職員の力だけでは限界があります。運動やスポーツ、レクリエーションの指導はもちろんのことですが、種々のマネジメント能力を持った指導者を養成する必要があります。都道府県内の地域ごとにそうした指導者が核となり、各地域でスポーツ支援のネットワークが広がるような展望を持ちつつ、近隣の人々の支援を得ながら事業展開していく必要があります。そうすることで障害のある人のスポーツや運動へのアクセス条件は格段に良くなります。この場合、近隣の支援者として、ボランティア養成講座を受講した人や障害者スポーツ指導員を活用していくことは一つの方法でしょう。

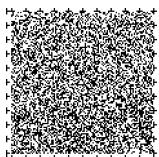
センターの出前型プログラムの提供自体はここ数年取り組むところが多くなってきていますが、それを契機に地域独自でプログラムが実施できるような展望を持って事業展開しているところは少ないようです。その点、本誌2006年12月・2007年1月号に掲載された長野県障害者福祉センターにおける障害者への「地域スポーツ支援」の取り組みの報告はその好事例といえるでしょう⁷⁾。この事例のようにネットワークが形成され、その結果で

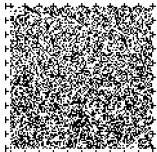
きるだけ近隣地域で運動やスポーツを一緒に行なう仲間ができることが継続的な運動参加の鍵となります。特定の地域を丹念に調査したある研究報告¹⁾では地域社会との関係性や人間関係の維持が障害者のスポーツや運動実践への参加の前提になっていることが明らかにされています。このようなソーシャルキャピタルの存在は健康格差を縮小していく一つの要因でもあるのです。

もう一つ大切なこととして、障害のある人の生活環境にあったスポーツプログラムの開発があげられます。これまで障害者スポーツの普及は既存のスポーツを提供し、それに興味関心があり実践できる人が参加するという形がとられてきました。しかし、地域に根ざした継続的なスポーツや運動実践を考えるとそのような形ではなく、その地域あるいは家庭でも実践可能な形の運動やスポーツプログラムが開発される必要があります。小スペースで日常用品を使ってできる、楽しくもちろん障害に配慮した形で実践できる運動や体操が創られれば施設でも自宅でも、もちろんスポーツ施設でも運動が可能になり、障害者自立支援法に大きく左右されることなく、運動の生活化が実現される道が拓かれるのではないかでしょうか。

《文献》

- 1) 後藤貴浩「生活構造から捕らえる障害者とスポーツ」第16回日本スポーツ社会学会配布資料、2007年
- 2) 近藤克則著『健康格差社会 何が心と健康を蝕むのか』医学書院、2005年
- 3) 近藤克則編『検証「健康格差社会』医学書院、2007年
- 4) 笹川スポーツ財団：スポーツライフ・データ2004. 2004年
- 5) 障害者生活支援システム研究会編『障害者自立支援法と人間らしく生きる権利 障害者福祉改革への提言2』かもがわ出版、2007年
- 6) 障害者福祉協会編：わが国の身体障害児・者の現状－平成13年身体障害児・者実態調査結果報告－. 中央法規出版. 2003年
- 7) 関口一道・太田澄人『長野県障害者福祉センターにおける、障害者への「地域スポーツ支援」の取り組み～「地域スポーツ支援リーダーと「地域スポーツ支援センター」』
- 8) 内閣府『平成18年版障害者白書』社会福祉法人東京コロニー、2006年





社会保険 Q&A

(問) このところ新聞、テレビなどを通じて年金記録管理状況につき報道されています。一体、なぜこのような問題が生じたのか。また、この問題への対応策は、どうなっているのでしょうか。

(答)

1 これまでの年金記録管理状況について

(1) 過去の納付管理

① 年金制度発足時

厚生年金保険は昭和17年6月（女性は昭和19年）から、国民年金は昭和36年4月から、それぞれ保険料徴収が始まりました。当時、本人確認は、氏名、被保険者証又は年金手帳の記号番号などによっていたため、氏名のフリガナには重点が置かれていませんでした。

② オンライン化による機械管理

その後、国民年金については、さん孔テープによる社会保険事務所から社会保険庁への納付記録等の進達を経て、昭和58年度には、機械管理（オンライン化）になりました。厚生年金保険を含めた被保険者の適用記録及び納付記録管理がすべて機械管理になったのは、昭和60年のことです。

(2) 現在の管理状況

① 住所の登録による適用管理

平成9年1月に、一人一番号による基礎年金番号を導入して、それに基づき管理を始めました。

② 納付管理

オンライン化による機械管理に加え、平成14年4月から国民年金保険料につき、市区町村役場を通さずに国（社会保険事務所）へ直

接納付することになりました。これにより、記録管理済みはなくなったということです。

現在の保管管理は、済ることなく整理されるシステムが組まれているとのことです。

(3) なぜこのような問題が生じたのか

導入当時、3億口以上あった記録が、2億5千万口が統合され、残りの5千万口が統合されないままの状況にあります。

考えられる原因として、市区町村、勤務先企業、加入者本人の記入ミスや申請、届出主義に基づく記録管理体制のほか、基礎年金番号通知の際、複数の年金手帳の有無を照会した「はがき」を社会保険庁に返送しなかった複数手帳保有者や転職、旧姓、違う市区町村に引っ越しした人、名前の読み方が幾通りがある人などいろいろ挙げられているところです。

2 この問題への対応策について

厚生労働省と社会保険庁は、6月4日、この問題への対応策として、「年金記録問題への新対応策の進め方」を公表しました。

それによると、

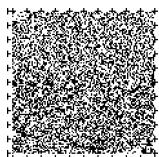
- (1) 年金記録の統合に向けての徹底的なチェック
- (2) 年金記録相談体制の強化
- (3) 納付記録がない場合の第三者委員会
- (4) 関係情報の積極的発信

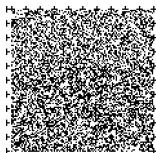
などが挙げられています。

詳しくは、最寄りの社会保険事務所でお尋ね下さい。

（回答：社会保険労務士

高橋 利夫）





『らくらく食生活サポートマニュアル』

社団法人日本栄養士会 全国福祉栄養士協議会
協議会長 政安 静子

はじめに

平成18年から導入された障害者自立支援制度は、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するための制度として導入され、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等を総合的に提供できるよう図られてあります。

そこで、(社)日本栄養士会全国福祉栄養士協議会では、厚生労働省“平成18年度障害者保健福祉推進事業等（障害者自立支援調査研究プロジェクト）”「障害者の栄養管理マネジメントの在り方に関する調査研究事業」を行い、地域社会で生活する障害者及び障害児の食事内容や食事環境、心身の状況に応じた食事提供・栄養相談のあり方を模索し、支援のためのツールとして『らくらく食生活サポートマニュアル』を作成しました。

そして、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームの利用者及び世話人、在宅で生活している障害児（者）及びその保護者を対象に支援事業を展開し、マニュアルへの意見等を収集して、『らくらく食生活サポートマニュアル』を完成させました。



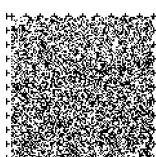
写真（左）：らくらく食生活サポートマニュアル

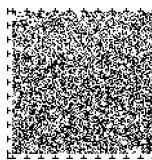
写真（下）：付属CD-ROMのトップ画面



『らくらく食生活サポートマニュアル』の内容

『らくらく食生活サポートマニュアル』は、平成17年に厚生労働省・農林水産省から発表された「食事バランスガイド」に準拠した“おおらかな目安”で、食べる人の立場や視





1日に食べた料理の「つ(SV)」を集計してみましょう。

簡単レシピ (五十音順)

- 青菜のお湯し
- アンコ芋
- 豆腐きのう
- 炒り豆腐
- インスタラーメン
- 海苔の天ぷら
- お好み焼
- おでん
- 鶏子丼
- 温野菜のサラダ
- かき玉子
- かけそば
- カジキのごま味噌焼き
- かに玉貝
- かわらの唐揚げ
- カリーライス
- 牛丼
- キューブ
- 切り干し大根の酢物
- きんぴらごはん

バランスガイド図

大豆の五目煮
たらこ鍋
筑前煮
チャーハン
茶碗蒸し
中華丼
ダンシング菜のめの物
ソウルと白菜ののりうどん
豆腐のスルーチー
鶏肉ビーフの焼肉のたれ丼
鶏肉の唐揚げ
鶏肉の味噌焼き
とんかつ
 豚汁
生野菜サラダ
肉じゃが
八宝菜
春雨ご野菜のスープ
ハンバーグ
ビーフシチュー
ひじきの酢物
冷やし中華
冷奴

食生活サポートマニュアル

INDEX

5.7 主食(ごはん・パン) 1.5 SV
ごはん(1杯) 1.5 SV
5.6 副菜(けいさい) 2 SV
野菜(1杯) 2 SV
3.5 主食(ごはん) 3 SV
ごはん(1杯) 3 SV
2 牛乳・乳製品 2 SV
牛乳(1杯) 2 SV
2 果物 1 SV
みかん(1個) 1 SV

選択をリセットする

■ ごはん・パン・シリアル

コンビニおにぎり 半分
コンビニおにぎり 1つ
コンビニおにぎり 2つ
コンビニおにぎり 3つ
ごはん(茶わん) 半分
ごはん(茶わん) 1杯
ごはん(茶わん) 2杯

■ 牛乳・乳製品 / 果物

いちご
オレンジ
柿
キウイフルーツ
牛乳
グレープフルーツ
スライスチーズ

写真：簡単レシピの例

コンビニでのお弁当選びのコツ～ごはんもの～

コンビニのお弁当は主食となるご飯の量が 200～300g のものが多いです。これは茶碗に直すと 2～3 杯分に相当します。エネルギー（カロリー）は全体の分量を調整するなどして対応が出来ますので、食事のバランスはおかげよく見て判断しましょう！

幕のお内弁当
主菜の「つ(SV)」が多いですが、副菜も持れるお弁当です。
しかし、総エネルギー（カロリー）が 900kcal になります。
1 食のエネルギー（カロリー）としては高すぎるため全体の分量を調整するなどの工夫をして調整しましょう。

のり弁当
のり弁当は値段も安く、つい選んでしまいがちな弁当ですが、主食、主菜の「つ(SV)」が多めに揚げ物が中心となるため、エネルギー（カロリー）が高くなります。副菜を摂取するため、お漬物やサラダ等を増やすか、他の食事の際に補うようにしましょう。

チャーハン
昼食にチャーハンを始め、エビピラフやオムライス等のお弁当では副菜が含まれません。これらを選んだ時は、朝食や夕食で野菜をしっかり摂るようになさってください。また、お弁当と一緒にトマトソースや野菜ジュース等を買って飲んだり、サラダや野菜の一品を買います事もお勧めします。

インスタント食品・加工・調理済み食品（コンビニ食など）の上手な選び方を例示

写真：食事バランスの自動計算画面

たらちらり鍋

材料(4人分)

たら	4切れ	作り方
鍋ごし豆腐(または木綿)	1丁	たらは 1切れを 2～3 個に切り、熱湯をサッとくぐし水に
えのき	2本	よく洗って水気を切る。
ねぎ	2束	②豆腐は 1丁ずつおろぎにし、水に浸してよく水きを落とす。ねぎは根元を落として水めに洗いし、ねぎは細めに切ります。
春菊	1束	③たれの材料を小鍋に入れてひとと煮立たせ、こっておく。
だし昆布(10cm 内)	1枚	④豆腐に昆布をしあわせ、さを 7 分目ほど溶かす。これが強めにかけて煮立ててたら、③の材料を鍋に入れ、あんとうのからじられと野菜で食べる。

たられ

水……………大さじ 3
しょうゆ……………大さじ 5
みりん……………小さじ 1
夷りかつお……………1/2 カップ

Total 45 分

塩分はどれくらい？ P-149

油(重質)はどれくらい？

エネルギー(熱量)はどれくらい？

●春菊の代わりに水菜、えのきのほかにしいたけやしめじを入れても美味しいです。

●葉物は以下のものを参考にしてください。
ねぎ 小口切り、おろしのようが、ゆず、大根おろし、削りかつお、もみのり、七味唐辛子、ゆずこしょう等

●たらを除けば湯豆腐になります。

簡単レシピ 68

写真：調理済み食品（コンビニ食）の栄養バランス紹介画面

実際の活用にあたって

実際には、1日に必要な食事量を知ることが必要となります。ますご自分の体型チェックをして、現在の食事量が適切かどうかを判断します。この判断が難しいと思ったとき

点で、料理に不慣れな単身者、高齢者、障害者にも解りやすい内容としています。

したがって、実際に食卓で口にする形の料理として、“おおらかな目安”が示されており、食事をつくる人よりも、“食べるだけ”的人のことを考えた下記の内容となっています。

<ハンドブック>

○バランスのとれた食生活をするための方法として食事バランスガイドの活用法を例示

○簡単レシピ (80レシピ) で手軽に作れる多彩なメニューを掲載

○インスタント食品や加工・調理済み食品（コンビニ食など）の上手な選び方を例示

○お菓子や嗜好品、飲料などの適度な摂り方

○調理、電子レンジの活用方法、フリージングの基礎から“らくらくクッキング”の技術を知る

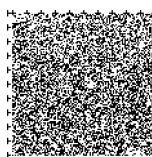
○安全安心チェックポイントで衛生面の基礎を知る

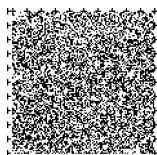
<付録 CD-ROM>

○ハンドブックのPDFファイル

○身長、体重からBMI（肥満・普通・やせの判定）を自動計算

○1日に食べた料理の食事バランスを自動計算





には、施設、病院、保健センターなどの管理栄養士・栄養士にお尋ね頂き、適切な食事量を把握していただきます。そして、日頃の食事内容を食事バランスガイドのコマの、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物にあてはめて、食事バランスが良いかどうかを見ていただくことになります。

なお、コンピュータをお持ちの方は、CD-ROMの自動計算を活用してチェックをしていただけたらより解りやすいと思います。なお、料理の組み合わせが悪く、食事バランスが悪い場合は、組み合わせの工夫していただきたいと思います。

カップラーメン

カップラーメンは保存がきき、手軽で安く手に入ります。しかし、エネルギー(カロリー)の割には、栄養価には乏しい食品です。そのため、意識的に野菜を摂取するように心がけましょう。

お勧めのトッピング

- もやし
- ほうれん草
- コーン
- 卵
- ワカメ
- ねぎ

塩分はどれくらい? P.148

食事バランスのポイント

- 野菜が不足しがちであるため、野菜サラダや野菜炒め等を追加して積極的に野菜を摂りましょう。
- スープを残して塩分摂取を減らすようにしましょう。

写真：食事バランスの組み合わせ工夫例

おわりに

この『らくらく食生活サポートマニュアル』の簡単レシピを使い簡単に食事をつくるということも大切ですが、外食やコンビニ等で食べ物を選ぶときのポイントとして活用していただくことも大切です。

そのような観点から、できれば、「楽しんで……」という意味も含め、「らくらく」で、よりよい食生活を維持して、より健康でいただきために、この『らくらく食生活サポートマニュアル』を活用して、“自らの健康は自らの手で”を実現していただきたいと願っております。

なお、このマニュアルは書店では購入できませんので、下記の販売元をご紹介します。

<お問合せ先>

社団法人 日本栄養士会
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-39
Tel : 03-3295-5151
Fax : 03-3295-5165

<販売元>

株式会社 ワークショップ21
〒102-0093 東京都千代田区神田平河町1-7-11
平河町根本ビル5階
Tel : 03-3237-8136
Fax : 03-3237-8347

【ご案内】全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)実施研修会について

☆現在募集中の研修会☆

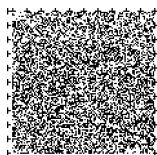
- ・第2回 障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会（ベーシックコース）期間：平成19年12月4日～7日
会場：全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）申込締切：10月30日（火）必着
- ・第2回 障害者地域生活支援技術研修会 期間：平成20年1月22日～25日
会場：全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）申込締切：11月23日（金）必着
※日程表・担当講師等は決定次第、当センターHP
(<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>) 上に掲載いたします。
また、直接お問い合わせいただければ、決定後に個別にご連絡を差し上げます。

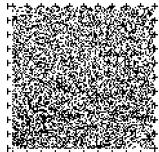
☆今後の研修会☆

- ・障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会（アドバンストコース）期間：平成20年2月6日～8日
- ・身体障害者福祉センター等職員研修会（幹部職員対象）期間：平成20年2月21日～22日
- ・障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会（アドバンストコース）期間：平成20年3月5日～7日

※会場はいずれも全国身体障害者総合福祉センター

※詳細につきましては、後日各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉関係主管課宛にご案内いたします。





ワークショップ 障がい者と共に創る文化活動

「音とふれあう・音でつながる～心と身体で味わい、表現する音楽活動～」

東京都福祉レクリエーション・ネットワーク

はじめに

東京都福祉レクリエーション・ネットワーク（以下「ネットワーク」と略）は、地域や施設で高齢者や障がいをもった方のレクリエーション活動をすすめる人たちの集まり。6年前の発足当初から、会員相互の研鑽と情報交換のための定例会、福祉レクの最新知識や技術を学ぶ研修会（セミナー）、そして障がいをもつ方と共に楽しみ一緒に創りあげるワークショップを活動の柱としてきた。その3本柱のひとつであるワークショップ「障がい者と共に創る文化活動」の第5回を、2007年7月8日（日）に東京都新宿区の戸山サンライズを会場に開催した（主催：東京都福祉レクリエーション・ネットワーク、共催：（社）東京都レクリエーション協会、後援：全国身体障害者総合福祉センター「戸山サンライズ」ほか3団体）。会員のほか、施設職員、ボランティア、デイサービス利用者、車いす利用者、杖利用者など43名が参加。

○「音」とふれあい、「音」でつながることを体験

第5回を迎えた今回は、「音とふれあう・音でつながる」をテーマに、日本音楽療法学会認定音楽療法士で打楽器・アコーディオン奏者の吉田愛子氏と、打楽器・マリンバ奏者の針生公博氏の二人を講師に開催した。お二人とも高齢者施設や障がい者施設・学校などの指導、演奏経験豊富な方である。

音楽は施設などではポピュラーな活動であり、音楽療法は音楽の持つ力を活かしたプログラムとして施設等で定着してきている。今回は、音楽活動のノウハウや音楽療法そのものを学ぶことで

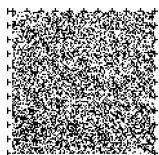
はなく、「音楽を楽しみ、音を出したり、声をあわせたり、音を媒介としながら人とのつながりを楽しみ、共に表現すること」をねらいとした。「音楽」は私たちのからだやこころに働きかけ癒しと豊かな気持ちにさせてくれる不思議な力を持っている。また、一人ひとりにとって豊かな体験であるだけでなく、共に楽しむことによって、人々をつなぎあわせ、深い一体感とより豊かな体験をもたらしてくれるものもある。今回は、「つながる」ことに力点を置きながら、音を素材に共に表現する楽しさを体験することをねらいとしたわけである。

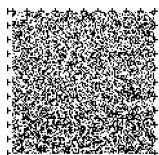
○音の多様性を楽しむ

午前中は、参加者の実践体験の披露も織り交ぜながら、現場での音楽療法の実践やそこで大切にしていることなどのレクチャー。講師からは「こちら側の押し付けにならないように、ニーズを探って、それに応えられるようにする」「反応をうまく引き出し、共感し、自己評価を高め自信をつけていただく」「次週の音楽の時間に楽しみをつなげられるよう、ちょっと先の未来へ楽しみがつながるように、そしてそのことが生きる力になるような時間に」などのポイントが紹介された。

午前中の後半は、まずはウォーミングアップとして「音を楽しむ」体験ワーク。声を出す前のストレッチ体操、喉元の振動を手で感じながら「あたたかい声」を出す練習、季節にあわせた「七夕」の合唱と続く。合唱のあたりから参加者の顔がほんわかとしてくる。

続いては、各自持参した「音の出るもの」を使って「七夕」の合奏。鈴、ガラス瓶に入れた小石、マラカ





ス、鳴子、お手製のマラカス、お手製オカリナ、厚紙を折りたたんで扇子状にしたものなどなど……いわゆる「楽器」ではないが、澄んだ音、味のある音など、「音」の多様性を感じながらの合奏であった。

「こんなステキな合奏になるなんて、不思議！」との声も。「浦島太郎」と「もしもしかめよ」の交互唱では、前の曲につられてまともに歌えずみんなで大笑いの場面もあった。

午前中最後のプログラムは、「夏」にちなんだことばを出し合い、そのことばをつなげて新曲？づくりに挑戦。全員での練習では、「もしもしかめよ」のメロディーにあわせて行ったが、けっこううまく「はまる」ことにびっくり。意を強くして、今度はグループごとに歌詞づくり。「海」のメロディーで行ったが、海水浴をテーマにしたり、枝豆・ビールでナイター観戦の歌詞が登場したり、叙情性あふれる歌詞、ユーモラスな歌詞、元気一杯の歌詞など、グループの個性あふれる新曲が登場。みんなで知恵を出し合えば、短時間でもかなりの創作ができることを実感した。

○3つの段階で「音でつながる」ワークを体験

昼休みの後は、講師二人による「ミニコンサート」からプログラムを再開。マリンバとアコディオンにさまざまな打楽器を組み合わせ、すてきな音楽が体育館いっぱいに響く。「ちゅうりっぷ」を素材にしたさまざまなバリエーション演奏では、同じ曲でもリズムを変えたり調子を変える、あるいは楽器を変えることですいぶんと曲のイメージが異なることを体感。マリンバのオリジナル曲「アフリカンブルース」は、迫力ある演奏に聴き入り、終わったあとはため息に続く拍手の嵐。身体の中に静かなエネルギーが満ちてくるホンモノの音楽の力を感じた。

生演奏を堪能したあと、いよいよ今回のメインプログラムである、グループごとの「音とふれあい・音でつながる」ワークに入る。まずはウォークミングアップから。持参の「音の出るもの」をつかった、音とばし。送りたい人に「音」を飛ばし、自分だ

と思った受け手の人が次の人へ「音」を飛ばす「音」のリレー。自然と「音」を使った会話がはじまった。

グループでのワークは、「音で喜怒哀楽を表現する」「童謡を素材にした合奏」「自分たちでテーマを決め、音で表現する」の3つの段階で行った。

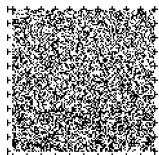
最初の段階の「喜怒哀楽」表現では、各自の持参楽器と講師が用意したさまざまな珍しい打楽器を使って、「普通の状態から怒り、そして喜びへ」を音で感情表現するもの。それぞれのグループなりのアクションを交えた表現が共感と笑いを誘う。「音」だけで、確かにそこに「喜怒哀楽」の変化を感じ取れることができないが、このあたりから、参加者の間にも徐々に音楽表現への苦手意識や表現することの難しさがはじめ、音を重ねて「何か」を表現する楽しさがあふれだす。

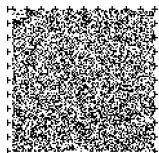
続いての「童謡にあわせての合奏」ワークでは、歌いながら曲の持ち味を出すために、楽器選びにも熱がこもる。いろんな楽器を試し、音だしを試しながら仕上げていく。「赤とんぼ」「ふるさと」などみんなで出し合ったおなじみの童謡を各グループに割り振り、発表。「情景がよく表現できていた」「楽器の特性と、もともとの曲の持ち味がマッチしていた」「テンポを変えることで曲の感情表現がより豊かなものになっていた」などの感想が聞かれた。生演奏で聴いた「バリエーション」体験がこのあたりから「音表現づくり」にも生きてきたことを実感する。



「夕立ち」をテーマに雨上がりの虹の出現までを音で表現

最後の「自由テーマ」での表現は、今回のワークショップの仕上げ。内容も表現も最高の出来上がりとなった。各グループの「創作作品」とそれぞれのポイントをあげておこう。





- 1 「夕立」 ……雷が近づいて夕立、止んで虹の出現までの情景を表現。雷と虹の対比を音で表現していた。
- 2 「ひまわり」 ……ひまわりの朝から夕方までの様子を音とアクションで表現。太陽に向かう「向日葵」が目の前にあるような感じ。
- 3 「花火」 ……花火の音選びが難しかったが、「バーン」とあがる迫力は満点。「パチーン」という音の出る楽器をうまく使っている。
- 4 「キャンプ」 ……キャンプファイヤーを囲んでの様子を表現。音に加えて、フォークダンスの振りつけもあり、楽しい。
- 5 「かき氷」 ……海辺の氷屋さんのかき氷つくりを「しゃかしゃか」という音で表現し、食べている人の頭がキーンとなる様子がよくあらわれている。
- 6 「お化け屋敷」 ……怖～い音の表現に、「ひゅるひゅる」というちょっと幽霊を思わせる音の楽器を使い、テーマと楽器の特性がうまくマッチしている。
- 7 「お祭り」 ……ダンボールとアフリカの太鼓を使い祭り太鼓を表現、金属音を加えて祭りの情景が目の前に。参加者持参の手づくりオカリナの細く、澄んだ音色が、なつかしさをかもし出している。

○多様な音楽の楽しさを現場に

音楽は楽しい。その一方で、歌にしろ楽器演奏にしろ、上手下手がそのまま表れるだけに、特に人前での演奏表現には苦手意識をもつ方もいる。今回は、音楽表現の楽しさを、技術の巧拙にかかわりなく味わうことができるよう、「音」にこだわった。音を重ねあわせ、互いに音をつなぎあわせることで、自分たちなりの「創作」ができあがる。そうした体験を楽しもう、というねらいである。

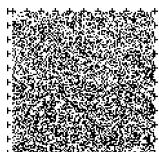
しかし、「創作」までには壁があるのも事実。その壁を越えるために、今回は各所にウォーミングアップを取り入れながら、少しずつ難易度を上げ、

自然に「創作」への態度が生まれ、気づいてみると「意外にちゃんとした表現になっているね」と感じられるようにプログラムが構成されていた。

講師の軽妙な語りや実際にいろんな楽器を使っての表現の紹介などもあり、参加者にはおおいに「この時間」を楽しむことができたと思っている。また、ひとつひとつのワークごとに発表と参加者の感想を聞く時間が設けられていたため、「あの表現はいいね」「あんなふうに楽器を使うこともできるのか」など、それぞれのグループのアイデアや創作の仕方を学び、それを次のワークの自分達の創作に生かすなど、まさに相互学習のワークともなった。参加者の声には、「今まで知らなかった発想の楽しさを味わった」「グループで意見を出し合って一つのものをつくりあげる楽しさを知った」「テーマに沿った音具を選び表現する楽しさを学んだ」「ゆっくり時間をかければ、現場でも取り入れられそう。歌や合奏とはちょっと違った音楽の楽しみ方として施設でもやってみたい」などの意見が寄せられた。一方で「即興的な表現は難しい」という声もあった。

今回はワークショップという形で時間をかけ、段階をふみながら「創作表現」までにたどり着くことができたが、これをそのまま施設等の現場に取り入れることは難しいかもしれない。しかし、ただ歌をうたう、決められた楽器を演奏する、ということとは異なった「音」を介した楽しみ方、「創りあげる楽しさ」を体験できたのも事実。今回の参加者には、障がいを持つ方や介護保険を利用されている方もいたが、年齢や障がいの有無を超えて、一緒に「この時間」を楽しむことができた。こうした「共に楽しむ」時間はとても大切ではないだろうか。音楽の楽しみ方は多様である。音楽は「音」を介したコミュニケーションもある。そのひとつ的方法を提案できたのではないか、とも考えている。ネットワークでは今後も多様な素材を活用しながら、「共に創りあげる」体験とその方法を考えていきたいと思っている。

(大澤幸子・村松節子・浮田千枝子)



「チャレンジ雇用」の推進・拡大について

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課 松森 靖

1 背景 ~「チャレンジ雇用」をなぜ始めるのか?~

国及び地方公共団体は、一般の企業に対し率先して障害者を雇用するべき立場にあることから、その法定雇用率についても、民間企業の1.8%に対し、2.1%（国の機関）と規定されています。

国の機関における障害者雇用については、全体として法定雇用率は上回っているのですが、その雇用のほとんどが身体障害者に偏っており、知的障害者の雇用は進んでいないと言えない状況にあります。

これには、現行の公務員制度のもとでは、知的障害者を常勤職員として採用するのは困難な状況にあって、ほとんどが非常勤職員としてしか採用されていないことも原因のひとつとして考えられています。

公務部門における障害者の雇用について

国における雇用状況

- 全体の実雇用率2.17%[法定雇用率2.1%]
- すべての機関で法定雇用率を達成
- （参考）都道府県の機関2.37% 市町村の機関2.23% 都道府県教育委員会等1.46%
- 障害種別在職者数(実人員)

身体障害者 5,670人 知的障害者 19人 精神障害者 42人

知的障害者の雇用状況

公務部門における知的障害者の採用は、ごくわずか。

⇒ 国の機関 19人[職員数全体(約30万人)の0.006%]

（参考）都道府県の機関 6人

市町村の機関 160人

教育委員会 8人

（参考）民間企業(56人以上規模)の状況

約3万5千人

(労働者数全社(約1,900万人))の0.18%

※現行の公務員制度のもとでは、知的障害者を常勤職員として採用するのは困難な状況にあり、ほとんどが非常勤職員としての採用である。

これまでの知的障害者の採用に向けた取組

H16.9～ 障害者施策推進本部「公務部門における障害者雇用推進チーム」で議論

H17.4～ 総務省「知的障害者の職場体験実習事業」

※ 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び人事院で、職場実習受入れ

このような状況を踏まえ、平成16年6月、政府の障害者施策推進本部の下に、「働くことを通じて障害者が積極的に社会参加できるよう、国が率先して障害者雇用の機会を作り出す方策について総合的に検

討すること」を目的とした「公務部門における障害者雇用推進チーム」（主任：総務省、副主任：内閣府・厚生労働省）が設置され、国の機関における知的障害者の採用に向けた取り組みが検討課題として取り上げられ、検討が始まりました。

この後、平成17年度から18年度にかけて総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、人事院で知的障害者の職場体験実習の受け入れを行ったところです。

これは、職員が知的障害者についての理解を深めるとともに、雇用に当たっての課題の発見とその改善策の検討などに取り組むことにより、知的障害者の雇用に係るノウハウの蓄積を図り、公務部門での障害者雇用の推進に資するよう実施されたものです。

こうした中、平成19年2月に策定された「成長力底上げ戦略」の中の「就労支援戦略」に『各府省・各自治体において、障害者が一般雇用へ向けて経験を積む「チャレンジ雇用」を推進・拡大』が盛り込まれ、平成20年度から実施することとされました。

成長力底上げ戦略(基本構想)

II. 戰略の基本構想

2 就労支援戦略

①「福祉から雇用へ」推進5か年計画の策定・実施

「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助（福祉）を受けていた人などについてセーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

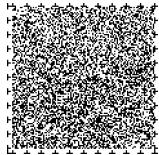
このため、平成19年度を初年度とする『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を新たに策定し、国・都道府県・市町村等との連携を図りつつ、本計画を実施する。

(1)「福祉から雇用へ」推進5か年計画の策定

（主な施策）

○ 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開

・ 各省庁・各自治体において、障害者が一般雇用に向けて経験を積む「チャレンジ雇用」を推進・拡大



厚生労働省としては、それに先駆けて、平成19年度から本省、都道府県労働局（ハローワーク）等において、100名規模で「チャレンジ雇用」を開始することとしました。

厚生労働省における取組

厚生労働省における採用状況(H18.1~)	※業務内容
厚生労働省本省 2名	郵便物の発受と仕分け、コピー用紙の補充、不要書類のシミュレーター処理、パソコンでのデータ入力、資料のセット 等
都道府県労働局(ハローワーク) 26名	

これまでの経験を踏まえ、今年度から、知的障害者等の「チャレンジ雇用」を推進・拡大

平成19年度 厚生労働省「チャレンジ雇用」プラン

本省における取組
本省各局において、1名以上雇用【約20名】
地方支分部局等における取組
各都道府県労働局(ハローワーク)において、1名以上雇用【約70名】
その他の機関においても、積極的に雇用に取り組む。【約10名】

合計 約100名の「チャレンジ雇用」を実施

2 概要 ~「チャレンジ雇用」とは、一体どういうものなのか?~

「チャレンジ雇用」は、知的障害者等を各府省・各自治体で非常勤職員として雇用し、1～3年業務経験を積んでいただいた後、その経験を活かしてハローワーク等を通じた一般企業等への就職を目指すものです。

「チャレンジ雇用」の推進・拡大について

「成長力底上げ戦略(基本構想)」(平成19年2月15日)

各府省・各自治体において、障害者が一般雇用に向けて経験を積む「チャレンジ雇用」を推進・拡大(平成20年度～)

「チャレンジ雇用」とは

1年以内の期間を単位として、各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用。

各府省・各自治体での1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を実現。

(注)各府省・各自治体においては、職場実習の受入についても積極的に実施。

具体的には、特別支援学校等を卒業したものの、そのまま社会に出て働くことを不安に思っている方、何度か就職に挑戦したものの、うまく就職に結びつかなかった方、過去の就業体験で就労に対し良いイメージを持てなかった方等、本人や家族等周囲の関係者が臆病になっていたり、最初からあきらめて足を踏み出せない方々が、福祉施設で

福祉的就労に従事したり就労支援機関に通ったりしています。

そういう方々に対し各府省、各自治体が非常勤職員として雇用の場を提供し、そこで働いていく中で、出勤して仕事をするという一日のリズムを覚えたり仕事とはどういうもののか知っていたらしく、また、働くということに対し喜びを感じていただくと共にスキルも身につけていく、そういう経験を踏まえて、ハローワーク等を通じて、一般企業等への就職に結びつけていくとするものです。

なお、「チャレンジ雇用」の対象者が就職に至った場合には、また次の対象者に対して同様な取組を行うことによって、継続して実施することとしています。

3 事例 ~厚生労働省に勤務しているKさん~

ここでは、一般企業への就職に向けて頑張っている知的障害を持つKさんの事例を紹介します。

厚生労働省では、「チャレンジ雇用」を実施するにあたり、まず、職場実習で受け入れることから検討を開始しました。

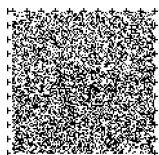
検討を行っていく中で、就労支援機関の方にも協力していただき、何名かの中からKさんを実習生として受け入れることとしました。

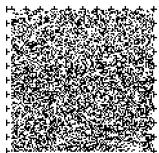
実習の受け入れに当たっては、就労支援機関のジョブコーチ（職場適応援助者）の方にKさんへの仕事のやり方の指導や職員がKさんと接するための留意事項を伝える等の支援をしていただきました。

実習を開始した当初は毎日支援をしていましたが、Kさんが慣れてきたころからは徐々に減らしていました。

実習も終わりに近くなると、Kさんは、ほとんど支援の必要が無くなり、一人で仕事をこなすことができるようになっていました。

実習開始から4週間が経過した後に、与えられた仕事を行うことは可





能であると判断し、本人、家族、支援機関の方と話し合いを持ち、「チャレンジ雇用」として雇用することが正式に決まりました。

雇用をする上で大事なことがあります。

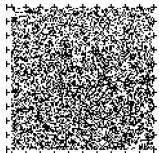
それは、受け入れる職場の中でKさんのような障害者をサポートする人材（キーパーソン）の育成です。Kさんの場合も、ジョブコーチの支援が減っていくにつれ、職員が仕事上の指導を行うようにしていきました。

Kさんが雇用されてから、半年が過ぎようとしていますが、現在の業務内容は、局内に設置してある約10台のコピー機の横への用紙の補充、各課で不要となった書類の回収とシュレッダー処理、郵便物の管理部署への持ち込みと管理部署からの受け取り、各課の棚への仕分け、夕刊の各課への配布等をルーティン業務として、パソコンを使用したアンケート回答の文書入力、データ入力等を行っています（写真、日課表）。



とても元気で、職場の中を明るくしてくれていますし、局内には、Kさんが元気に各課を訪問すると、「頑張ろうという気になる」という職員の声も聞こえてきています。

また、Kさんの「おはようございます」、「お先に失礼します」等の挨拶につられるように、今まであまり挨拶をしていなかった職員が、「おはよう」とか「お疲れ様」というように挨拶をするように



なり、職場の雰囲気が変わったということも喜ばしいことです。

Kさんのチャレンジはまだ始まったばかりですが、この経験を経て、民間企業等への就職を目指して頑張っています。

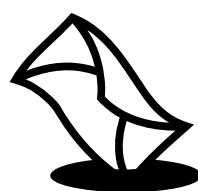
Kさんの1日の業務

	登庁
9:30	不要書類の回収
10:00	郵便物の発送・受け取り・仕分け
11:00	シュレッダー作業等
12:15	昼休み
13:00	コピー用紙の補充
14:00	郵便物の発送・受け取り・仕分け
15:00	各種作業等
16:00	夕刊配達
17:00	各種作業
17:45	日誌記入等
18:15	退庁

※各種作業の時間には、文書のコピー、封筒のラベル貼り、パソコンでのデータ入力等の業務を処理している。

4 結び

厚生労働省としては、この「チャレンジ雇用」を活用して一人でも多くの障害を持った方々に働く喜びと生き甲斐を感じながら社会へと羽ばたいていけるよう努力して参りますので、関係者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。





障害者福祉の総合情報誌です!!

月刊ノーマライゼーション

定価 1冊 800円 [B5判 68頁] 年間購読料 9,000円(送料・消費税込)

内容をフロッピーディスクに収録したテキストデータ版もあります。

各省庁の障害者施策に関する情報、全国各地の実践例や移動・コミュニケーションなど生活情報、国連や世界の障害のある人を取り巻く動きを紹介する障害者福祉の総合情報誌です。

最新刊

☆8月号☆ 特集 障害の定義

- ◆わが国における障害の定義に関する現状と課題:福祉と所得保障を中心に(佐藤久夫)
- ◆各国における障害の定義(寺島彰)、他【知り隊おしえ隊】私のキャンパスライフ、他

[2007年]

今後の《特集》予定

- 9月号 障害者の暮らしと人による支援
- 10月号 芸術・文化・表現活動
- 11月号 障害者自立支援法① 利用者、事業者、自治体の現状

好評連載中!!

「わがまちの障害福祉計画」

全国自治体の首長に、独自の特色ある障害者施策をお聞きします。最近の掲載は次のとおりです。

2007年 7月号 東京都調布市

8月号 静岡県磐田市

障害福祉・リハビリテーションに関わる方の必読書!

季刊 リハビリテーション研究

6月・9月・12月・3月発行

定価 1冊1,200円 [B5判48頁] 年間購読料 4,500円(送料・消費税込)

国内外の研究論文や文献などを掲載し、障害福祉・リハビリテーション分野の資料や情報、最新の動向などをお伝えしています。

最新刊

最近の《特集》

- 129号 ジョブコーチによる就労支援
- 130号 障害者権利条約とわが国の課題
- 131号 特別支援教育
- 132号 バリアフリー新法
- 133号 障害者自立支援法
(予定)

第1号(1971年発行)~100号を1枚に収めた資料価値の高いCD-ROM版(9,500円(送料・消費税込))もあります。特集など主な論文を紹介したブックレット付き。



《発行/内容の問合せ》(財)日本障害者リハビリテーション協会 TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523

E-mail:norma-riha@dinf.ne.jp http://www.normanet.ne.jp/~info/m_norma/ ※ホームページ上で、バックナンバーの目次を掲載中
《購読のお申し込み》(株)教宣文化社営業部 TEL:03-3994-6103 FAX:03-3992-1649 E-mail:norma@kyosenbunka.co.jp

【訂正】2007年4・5月号『レクリエーション』記事内チェックリストにおきまして誤りがありました。

(誤)「Quality Of Reception」→(正)「Quality Of Recreation」

関係者および読者の皆様にお詫びして訂正いたします。

編集後記

そろそろ、厳しい夏も終わり、秋に近づいてきました。スポーツの秋です! 今年は秋田で「第7回全国障害者スポーツ大会」が開催されます。選手の皆さんのご活躍をお祈りしています。

また、今年も「障害者による書道・写真全国コンテスト」には作品が多数寄せられてきます。応募者の皆様ありがとうございます。12・1月号で受賞作品を掲載いたしますのでお楽しみに!

各地で最高気温の新記録を更新した今年の夏も一段落しましたが、急に寒くなったり、また暑くなったりと体調を崩しやすい時期ですので、健康には十分ご留意ください! (廣田)

戸山サンライズ(通巻第234号)

発行 平成19年8月10日(隔月10日発行)

発行人 (財)日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL.03(3204)3611(代表)
FAX.03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

